

○駐車監視員資格者講習等の実施要領について

(平成28年4月1日岩交指第81号警察本部長)

関係各所属長

みだしの件については、「駐車監視員資格者講習等の実施要領について」(平成17年5月25日付け、岩交通第24号、以下「旧通達」という。)により運用してきたところであるが、以後、別添「駐車監視員資格者講習等の実施要領」により運用することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、本通達の施行に伴い、旧通達は廃止する。

別添

駐車監視員資格者講習等の実施要領

第1 目的

この通達は、岩手県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が駐車監視員資格者証の交付を受けようとする者に対して放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習(以下「講習」という。)並びに同講習修了者と同等以上の技能及び知識を有する者の認定に係る審査(以下「認定」という。)の適正かつ効果的な実施を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

講習及び認定の実施については、道路交通法(昭和35年法律第105号。)、確認事務の委託の手續等に関する法律(平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。)及び岩手県道路交通法施行細則(昭和35年12月19日公安委員会規則第10号。)に定めるもののほか、この通達の定めるところによる。

第3 講習の実施体制

1 講習管理者

- (1) 講習管理者は、交通指導課長をもって充てる。
- (2) 講習管理者は、講習及び認定の実施について、全般的な責任を負うものとする。

2 講習責任者

- (1) 講習責任者は、交通指導課指導取締補佐をもって充てる。
- (2) 講習責任者は、講習業務の適正な運営を図るため、次の事務を行うものとする。

ア 講習計画の作成、講習の実施、修了考査の実施及び合否の判定に関する事項

イ 関係所属との連絡調整及びその他講習等に関する必要な事項

3 講師

- (1) 講師は、原則として交通部内の警部補以上の警察官をもって充てるものとし、講

習項目等に応じて、適格性を有する者を選任すること。

- (2) 講師は、受講者の放置駐車関係法令の知識の向上が図られるよう講習内容の充実に努めること。

4 講習補助員

- (1) 講習補助員は、交通部内の警察官又は一般職員をもって充てる。
- (2) 講習補助員は、講師の指示に従い、当該講習が円滑に実施されるよう補助すること。

第4 講習時間等

- 1 講習は、原則として連続2日間の講義の後、概ね1週間後に修了考査を実施すること。
- 2 講習の種別、開始時刻、終了時刻及び時間割は、原則として次表のとおりとする。

○ 講習の種別、開始時刻等

種別	講習日	時間	講習開始時刻	講習終了時刻
講義	第1日目	7時間	午前9時00分	午後5時00分
	第2日目	7時間	午前9時00分	午後5時00分
修了考査	概ね1週間後	1時間	午前10時00分	午前11時00分

○ 講義時間割

区分	受付	1時限	2時限	3時限	昼休	4時限	5時限	6時限	7時限
開始時刻	8:30	9:10	10:10	11:10	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00
終了時刻	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	13:50	14:50	15:50	16:50

第5 講習の実施等

1 講習計画の作成

講習責任者は、講習細目ごとの所要時間、講師、講習補助員、使用する教材の種類及び数量等について検討の上、適切な講習計画を作成すること。

2 講習の受付

- (1) 受付開始時刻は、受講人員の多寡に応じ、講習の実施に支障が生じないように適宜指定すること。
- (2) 受講者から駐車監視員資格者講習受講票の提示を受け、本人であることを確認の上、同受講票に検印し、指定場所に着席させること。

3 講習の実施方法

- (1) 講習は講習計画に基づき、講習用に作成されたテキストのほか、スライド等の視聴覚教材を積極的に活用するなど、適切かつ効果的に実施すること。
- (2) 講習は、受講人員を勘案し、講習補助員を必要数配置して実施すること。

4 講習中止の措置等

(1) 指示に従わない者等の措置

講習管理者は、受講者が講師等の指示に従わないため、講習会場の秩序維持に支障があると認める場合や修了考査における不正行為を認めた場合等は、当該行為を行った者に対し、当該講習の受講を中止させることができる。

(2) 事故者等の措置

ア 講習開始時刻までに指定場所に着席しなかった者は、原則として受講させないものとする。ただし、本人が受講を希望しており、かつ、講習の実施に支障がない場合は受講させることができる。

イ 講習中に、受講者から病気その他の理由により、受講を中止する旨の申し出があった場合は、他の受講者の妨げとならないように退場させること。

5 修了考査

(1) 修了考査は、原則として当該講習のすべての課程に出席した者について実施すること。ただし、当該講習の概ね7分の5（10時間）以上出席した者で、残りの講義を受講できなかったことについて、病気、交通途絶、その他社会の慣習等からやむを得ない事情があるものについては、修了考査を受けることができるものとする。

(2) 修了考査の出題は正誤式問題 50 問で、配点は1問につき2点とし、合否の判断基準は、90点（45問正解）以上の者を合格とすること。

6 講習修了の伝達及び駐車監視員資格者講習修了証明書の交付等

(1) 修了考査の合否判定をしたときは、速やかに、受講者に講習修了の判定結果を通知し、合格者に対しては、「駐車監視員資格者講習修了証明書」を原則として即日交付すること。

(2) 修了証明書の交付に当たっては、修了証明書が講習を修了した証明であって、駐車監視員資格を証するものではないことを説明し、併せて、駐車監視員資格者証交付申請手続きについて教示すること。

7 不正行為をした者の取扱い

(1) 修了考査において不正行為をした者は、その得点にかかわらず不合格とすること。

(2) 不正な手段により合格した者に対して修了証明書を交付していることが明らかになったときは、次の措置をとること。

ア 受講者に対して改めて講習修了の判定結果を通知し、当該修了証明書の返納を求めること。

イ 当該修了証明書を用い、他の都道府県において駐車監視員資格者証を取得しようとし、又は既に取得しているおそれがあることから、警察庁及び他の都道府県警察に対し、前記アの返納を求めた年月日、当該修了証明書の番号、被交付者の人定事項等を記載した文書により、速やかにその旨を通報すること。

第6 認定考査

認定考査及び合否の判定並びに認定書の交付等については、修了考査の要領に準じて実施すること。

第7 修了考査及び認定考査に係る留意事項

1 修了考査及び認定考査（以下「修了考査等」という。）に使用する問題については、講習責任者が施錠設備があるロッカー等に保管し、関係者以外の者には閲覧させないなど、その取扱いには十分に注意すること。

2 修了考査等において配布した問題用紙は、終了後確実に回収し細断するなど、問題

の散逸防止を徹底すること。

第8 講習等の実施結果報告

講習管理者は、講習又は認定を修了した都度、その実施結果を交通部長に報告すること。